様式第１号（第４条関係）　　　　　（表面）

みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

みよし市長　様

　私たちは、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、互いを人生のパートナーとして、家族（ファミリー）として暮らしていくことを宣誓し、署名します。

宣誓日：　　　　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| 宣誓者 |
| （よみかた）氏　　　　名生年月日 |  |  |  |  |
| 氏 | 名 | 氏 | 名 |
| 年　　月　　日　 | 年　　月　　日　 |
| （よみかた）通称※通称で宣誓する人のみ |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 住所住民登録しているところ |  |  |
|  |  |
| （アパート名など） | （アパート名など） |

　※以下の記載欄は必要な場合に記入

|  |
| --- |
| ファミリーシップ対象者となることを希望する者 |
| （よみかた）氏　　　　名生年月日 |  |  | 続柄 |  |  | 続柄 |
| 氏 | 名 | 氏 | 名 |
| 年　　月　　日　 | 年　　月　　日 |
| 住所 |  |  |
|  |  |
| （アパート名など） | （アパート名など） |

|  |
| --- |
| 代筆者 |
| 署名 |  |  |

宣誓者の欄及びファミリーシップ対象者となることを希望する者の欄は、自署してください。やむをえない場合は代筆が可能ですが、代筆者の欄に代筆者が署名してください。

　なお、この宣誓は、婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありません。

【みよし市記入欄】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 本人確認書類 | □個人番号カード　□運転免許証□旅券　□その他（　　　　　　） | □個人番号カード　□運転免許証□旅券　□その他（　　　　　　） |

（裏面）

　みよし市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づくパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をするに当たり、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。また、現況確認のため、住民票及び戸籍に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。

記入日　　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| よみかた氏　　名 |  |  | よみかた氏　　名 |  |
| 通称 |  |  | 通称 |  |
| 電話番号 |  |  | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |  | メールアドレス |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 要綱の規定 | 確認事項（必ずお二人で確認してください。） |
| 項　　　目 | 　　　　　　　　回　　答（該当するものに「✓」を付けてください。） |
| （定義）第２条第１号及び第２号又は第３号 | 双方又は一方が、性自認（自己の性別についての認識をいう。）が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者である。互いを人生のパートナー又は家族（ファミリー）として、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した関係であること。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| （年齢要件）第３条第１号 | 宣誓する当日において、双方が成年に達していること。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| （居住要件）第３条第２号 | 双方が市内に住所を有している。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| 一方が市内に住所を有し、他方が３か月以内に市内に転入を予定している。 | □左記に該当します転入予定者：転入予定日：　　　　年　　　月　　　日 |
| （独身要件）第３条第３号及び第４号 | 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。双方とも他の者とのパートナーシップ・ファミリーシップ又はこれらに類する関係にないこと。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| （近親者でない）第３条第５号 | 双方が、当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと。ただし、養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| （生計が同一）第３条第６号 | ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあっては、ファミリーシップ対象者と生計が同一であること。 | □左記に該当します | □左記に該当しません |
| （変更の届出）第１０条 | 宣誓した事項に変更が生じた場合は、関係書類を添えて速やかに届け出ること | □左記を確認しました |
| （返還の届出）第１１条 | 双方又は一方の意思によるパートナーシップ・ファミリーシップ関係の解消、一方の死亡、市外への転出などの理由により受理証明書等を返還する必要が生じた場合は、速やかに届け出て返還すること | □左記を確認しました |
| （無効に係る交付番号の公表）第１３条第２項 | 返還しなければならないにもかかわらず、返還がされない場合は、無効による受理証明書等の交付番号を公表することがあること。 | □左記を確認しました |
| （遵守事項）要綱全体 | 宣誓時において、また受理証明書等の交付後も、要綱で定める事項を遵守すること。 | □左記を確認しました |